都市計画提案制度の流れ

事前相談等

土地所有者、まちづくりNPO等による都市計画の提案
（法第21条の2）

（提案の要件）
①一定の面積以上の一体的な区域（0.5ha以上）
②都市計画に関する法令上の基準に適合(法第13条等)
③土地所有者等の3分の2以上の同意等

〔提案の受理〕

小郡市は、提案に基づく都市計画を定めるか遅延なく判断
（法第21条の3）

提案を踏まえて都市計画を定める必要があると認めるとき

・説明会の開催
（法第16条第1項）
・都市計画案の作成
（法第21条の3）

・関係機関協議
・都市計画案の公告、縦覧、公聴会等
（住民・利害関係人による意見書提出）

都市計画案、素案と住民等による意見書の要旨を都市計画審議会へ付議
（法第18条第1項、第2項、第21条の4）

都市計画の決定
（法第18条第1項）

提案を踏まえて都市計画を定める必要がないと認めるとき

都市計画審議会に素案を提出し、意見を聞く
（法第21条の5第2項）

都市計画を定めない

都市計画を定めない旨と理由を提案者に通知
（法第21条の5第1項）